

## 電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会（第1回） 議事要旨

### 1 日時

平成19年12月18日（火） 16:00～18:15

### 2 場所

経済産業省別館 10階1014共用会議室

### 3 出席者（敬称略）

#### 【構成員】

辻井 重男	情報セキュリティ大学院大学学長【座長】
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授【座長代理】
石黒 義明	株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム代表取締役常務
澁谷 裕以	社団法人日本経済団体連合会情報通信委員会情報化部会 IT ガバナンス WG 委員
高橋 伸和	日本ベリサイン株式会社顧問
手塚 悟	株式会社日立製作所システム開発研究所情報サービス研究センタシニアマネージャ
西村 達之	セコムトラストシステムズ株式会社代表取締役副社長
早貸 淳子	情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム研究所客員研究員
藤原 宏高	日本弁護士連合会コンピュータ委員会委員
満塩 尚史	ディーディーエヌコンサルティング株式会社ディレクター

#### 【オブザーバ】

伊藤 毅志	内閣官房情報セキュリティセンター参事官（本多代理）
亀田 繁	財団法人日本情報処理開発協会電子署名・認証センターセンター長
塚田 桂祐	総務省大臣官房参事官（藤井代理）
中井川禎彦	総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理官（小松代理）
山内 徹	内閣官房 IT 担当室内閣参事官

#### 【発表者】

佐藤 純通	日本司法書士会連合会会長
-------	--------------

#### 【事務局】

中田 睦	総務省政策統括官（情報通信担当）
水野 紳志	総務省情報通信政策局情報流通振興課長
渡辺 知尚	総務省情報通信政策局情報流通振興課課長補佐
倉吉 敬	法務省民事局長
相沢 哲	法務省民事局商事課長
杉浦 直紀	法務省民事局商事課補佐官
岡田 秀一	経済産業省商務情報政策局長
三角 育生	経済産業省商務情報政策局長情報セキュリティ政策室長
小野塚直人	経済産業省商務情報政策局長情報セキュリティ政策室課長補佐

#### 4 配布資料

資料 1-1	電子署名法検討会 構成員・オブザーバ名簿
資料 1-2	電子署名法検討会 開催要綱（案）
資料 1-3	電子署名法検討会 開催スケジュール（案）
資料 1-4	電子署名法検討会の議事の公開について（案）
資料 1-5	電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況等について
資料 1-6	電子署名及び認証業務に関する法律に係る課題について
資料 1-6	別紙 1 認定認証業務における利用者の真偽確認方法に関する現状説明
資料 1-6	別紙 2 認定に係る調査業務の状況
資料 1-7	その他の諸課題
参考資料	電子署名及び認証業務に関する法律 関係法令

#### 5 議事の概要

##### (1) 開会

法務省倉吉民事局長から、挨拶があった。

##### (2) 構成員の紹介

事務局から、資料 1-1 に沿って検討会構成員の紹介が行われた。

##### (3) 配布資料の確認

事務局から、資料 1-0 に沿って配布資料の確認が行われた。

##### (4) 電子署名法検討会の開催要綱・開催スケジュールについて

事務局から、資料 1-2 及び 1-3 に沿って説明が行われ、了承された。

##### (5) 座長の互選及び座長代理の指名

構成員の互選により辻井重男構成員が座長に選出され、座長により松本恒雄構成員が座長代理に指名された。座長及び座長代理から、それぞれ挨拶があった。

##### (6) 議事の公開について

事務局から、資料 1-4 に沿って説明が行われ、了承された。

##### (7) 電子署名法の施行状況について

事務局から、資料 1-5 に沿って説明が行われた。

##### (8) 電子署名法検討会の検討事項について

- 事務局から、資料 1-6 に沿って説明が行われた。
- 日本司法書士会連合会会長佐藤氏から、資料 1-6 別紙 1 に沿って説明が行われた。
  - 士業団体が運営する電子認証局については、特定認証業務の認定を維持するが、特例として、電子証明書発行の際、本人からの申請書に住民票の写し、印鑑登録証明書の添付を不要とし、士業団体に備える法定の「名簿」に基づき本人確認を行うこととする等を要望する。
- 財団法人日本情報処理開発協会電子署名・認証センターセンター長亀田氏から、資料 1-6 別紙 2 に沿って説明が行われた。

※資料 1-6 別紙 2 について、一部訂正があった：

1 ページ目 「18 業務」→「19 業務」、2 ページ目 調査手数料 「19 年度」→「18 年度」

【質疑応答・御意見】

<技術的論点について>

- アルゴリズムの解読手法について格段に優れたものが出てきたときに備えて、アルゴリズム移行の段取りを制度運営者側から検討しておいた方がよい。電子証明書の発行をいつまで現行のシステムで続けるか、既に発行した電子証明書はいつまで有効としておくか等の検討が必要。大きなユーザである電子政府におけるシステムの移行プランを見据えながら、CRYPTREC とも相談しながら進めたい。
- 元来、鍵の強度は年数により逡減するものと考えているが、今回のアルゴリズム危殆化の問題はその逡減のカーブに非連続点ができてしまう点が問題である。単にハッシュ関数や認証局の鍵を変えるだけの問題ではない。検証を行うアプリケーションが配布された証明書をどう扱うかを含めて考えることが必要。現実解としては、関係者相互の合意を作って移行していくことが重要である。そのためのタイムフレームが示されると認証事業者にとっても有用。
- 鍵の変更は、アルゴリズムの危殆化に伴うものだけでなく、システム更改も含めて検討したい。
- CRYPTREC ではいつ技術的に危殆化が起きるかを想定し、いつまでに移行するかは実際に使用している電子政府システムの関係者がまとめる。この検討会では、それらを踏まえて制度にどう書き込むかを検討すべき。三位一体でどのように進めるかが一番のポイント。
- ハッシュ関数は、内部統制や J-SOX 法対応でデジタルフォレンジックで証拠を残すところで相当使うため、電子政府のみならず、民間企業にとっても大事な問題だろう。

<制度的論点について>

- 自然人が本人であることに対しては一定の推定効が認められるだろうが、有資格であるかについては電子署名法の推定外であり、事実上の世界。
- 利用者の真偽確認には住民票等による実在確認の部分と、出頭して写真付き公的身分証明書を提示したり、申込書への実印を押印した上、印鑑登録証明書を提出することによる本人の申請意思の確認の部分がある。後者については、写真にある容貌や証明書類が本人しか持っていないものであることからこのような方法が挙げられている。要望事項が実現可能かどうかの検討のためには、名簿だけでは申請者が本人であることの確認ができないはずなので、名簿記載の情報と本人しか提示し得ない何らかの情報を突合する等の具体的な確認情報の説明が必要。

- 名簿は一つの実在性を示すものだが、名簿に登録する際のもともとの申請がどのようになされているかは押さえておく必要があるのではないか。
- 属性証明の話が出ているが、電子署名法施行規則で属性についての証明が認定認証業務に係るものであるとの誤認を防止する措置が求められている趣旨は、属性証明の確からしさが認定の対象になっていないことを明らかにすべきであるということに過ぎない。電子証明書を付してされた意思表示の性質に関して、各士業法に基づく判断と、認定認証業務の証明書中の属性の記載とが矛盾してしまった場合にどちらが有効かという問題が生じさせてはならない。属性に関する証明力について、このケースでは認証業務の実施者が士業法に基づいて属性を証明する権能を持っていること等によって生じるのであって、それが認定認証業務に係るものであるという理由によっては推定効が働かない、と整理される。認定認証業務の電子証明書に属性を記載することやその効果が否定されているわけではない。
- 多くの企業が電子署名法が実務にそぐわないと感じているが、これは電子証明書が自然人だけを対象としているところに課題がある。実際の企業活動では、社員個人の実印を使うことはなく、社内手続き等でその真正性を担保しながら組織長印等を使用しているわけで、何らかのかたちでこういう企業実務に合ったものにしていかないと企業活動では使われないものになってしまう。
- 論点に係る案については、佐藤氏と事務局で改めてまとめてほしい。

#### <ビジネス的論点について>

- 認証事業者において、監査に対するコスト負担は大きい。アウトソーシングの認証事業においてはSAS70や18号監査報告書等の外部監査も受けている。これらに加えて、認定認証事業を継続するために受ける調査のコストもビジネスを圧迫しているのが現実。
- 認証事業者は複数の監査を受けているので、調査においてそれらの結果を活用すれば指定調査機関も含めて負担を軽減できるのではないか。
- 韓国における電子証明書発行枚数は日本に比べて非常に多いのはなぜか。また、各国に秘密鍵の格納方法について何らかのルールはないのか、次回までに事務局に調べてもらいたい。

#### (9) その他の諸課題について

事務局から、資料1-7に沿って説明が行われた。

##### 【質疑応答・御意見】

- 民間企業内で代理権限を持っている使用人にも、使用人資格(代理人)の属性証明を認める必要があるように思う。使用人資格については認証機関は責任を負いきれないが、表見代理の議論をきちんと詰めた上で、民法の表見代理の成立もやむを得ないという前提で代理人の認証を認めてもよいように思うが、どうか。
- 使用人が企業の代理人であることの属性証明は、別途証明が必要かと思う。他方、資格の属性証明について、一般の認証事業者で自然人としての証明を受け、士業団体等における資格証明をつなげばよいが、これだとコストがかかる。一緒に行えばコストが安くなるという流れだが、弊害がなければよいが。電子署名法においては資格証明についての推定効はないが、従来どおり士

業団体が資格を証明しているというところから、結果として資格についても推定効に近い効果が得られるのではないか。

- 暗号の危殆化に伴う移行スケジュールについては、アプリケーション側にも十分な準備時間や切り替え時間をいただけるようお願いしたい。
- 法人名や役職名については、商業登記法に基づく電子署名もある。電子の世界でどう組み合わせるのか議論が必要ではないか。

(11) 今後の検討の進め方について

次回会合は来年2月上旬から中旬を予定。事務局から連絡する。

(12) 閉会

経済産業省岡田商務情報政策局長から、挨拶があった。

以上